

こおりやまし

# 家族経営協定通信

令和6年3月発行 第17号

編集/発行 郡山市農業委員会

## いろいろな形の『家族経営協定』 ～松井さん一家の場合～

松井家は父 広見さんご夫婦と息子 弘信さんご夫婦の4人経営です。主に両親が水稻とニラ、弘信さんご夫婦がきゅうりを担当し、それぞれ経営を行っていました。

しかし今後の弘信さんへの経営移譲を見越し、昨年4人で家族経営協定を締結しました。

GAP取得のために労働時間の適正化を図る必要があり、ちょうど経営継承も考えていたので、協定を締結しました。ポイントは、経営の継承に向けて役割分担と収益の配分を明文化したことです。

締結後は、労働時間や休みを意識するようになりました。県の方が相談に乗ってください、大変助かりました。



松井さんご一家



県中農林事務所  
担当者

松井さんご一家は2家族の経営を継承に向けて1つの協定にまとめるという珍しいパターンでした。あまり前例がなかったので、丁寧に聞き取りしながら作成をお手伝いしました。納得のいく形にできてよかったです。

## 家族経営協定を見直しませんか？

家族経営協定は締結して終わりではありません。隨時見直して、必要があれば家族経営協定の『再締結』を行います。

- ・家族が新たに就農する
- ・経営を委譲して経営主が変更になる
- ・家庭環境の変化で介護や育児が必要になる

など、皆さんを取り巻く環境が変化した時が『再締結』のタイミングです。

郡山市農業委員会では、関係機関と連携しながら、協定の締結及び見直しのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。



# 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する方のうち、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、20歳以上65歳未満の方であれば、どなたでも加入することができます。

さらに、家族経営協定を締結しているなど、一定の要件を満たす農業者に対して、**保険料の国庫補助（政策支援加入）**が設けられています！

最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます（月額最大1万円）

保険料の国庫補助が受けられる期間は、以下のとおりです。

\*35歳未満 … 要件を満たしている通算20年間

\*35歳以上 … 10年以内



国庫補助の要件や農業者年金制度の詳細についてご質問やご相談がある場合は、お気軽にお問合せください。

## 『経営移譲』は計画的に！

農業経営に必要な農業資産の分割を防止するためには、経営権や資産について、計画的に移譲していくことが重要です。農業における経営資産は多岐にわたり、譲渡の方法やタイミングは課税と密接に関係します。事前にしっかり計画を立てましょう。

### 経営資産の例

機械

土地

借入

作物

### 譲渡方法の例

有償

無償

貸借

## 令和5年度「農業経営改善セミナー」を開催しました

令和6年2月5日（月）郡山市役所特別会議室において、農業経営の安定化及び持続可能な地域農業の発展を目的に農業経営改善セミナーを開催しました。

第1部では、株式会社農林中金総合研究所 理事長で、本市の農業振興アドバイザーでもあります 皆川 芳嗣 様から「食料・農業・農村基本法の改正とみどりの食料システム戦略」と題し、持続可能な農業に向けた法改正のポイント等についてご講演いただきました。

第2部では、株式会社おざわふあーむ 小澤 啓子 様から「酪農から楽農へ」と題し、酪農をやめ、加工、農家民宿等多角経営を営むご自身の取り組みやご経験についてご講演いただきました。

集まった約70名の参加者は、真剣な様子で耳を傾けていました。



当日の講演の様子は郡山市公式YouTubeにて配信しております。ぜひご覧ください。